

現行の法制度下における整理

バーチャルオンリー株主総会

- ・ 会社法においては、株主総会を招集するに当たって、その「場所」を定める必要があるとされており（会社法第298条第1項第1号）、いわゆるバーチャルオンリー株主総会の開催は認められないものと考えられている。
- ・ 令和3年6月に産業競争力強化法が改正され、バーチャルオンリー株主総会を開催することができる旨の会社法の特例が設けられた（産業競争力強化法第66条）。
→ 一定の要件を満たし、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた上場会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる旨を定款で定めることができる。
- ・ バーチャルオンリー株主総会には、①遠隔地の株主を含む多くの株主が出席しやすくなる、②物理的な会場を確保することが不要となり、運営コストの低減を図ることができる、③株主や取締役等が一堂に会する必要がなく感染症等のリスクの低減を図ることができるなどのメリットがあると考えられている。
- ・ バーチャルオンリー株主総会の実施を検討する際の障壁として、通信障害が生じた場合の株主総会の決議の取消し等のリスクが指摘されている。

バーチャルオンリー社債権者集会

- ・ 会社法においては、社債権者集会を招集するに当たって、その「場所」を定める必要があるとされており（会社法第719条第1号）、いわゆるバーチャルオンリー社債権者集会の開催は認められないものと考えられている。
- ・ 株主総会のような会社法の特例はない。
- ・ 社債権者集会は、必要に応じて開催されるものであるため、機動的な開催が可能となるようにすべきとの指摘がある。

会社法に規律を設けることを検討するに当たっての主な論点

バーチャルオンリー株主総会

- ① バーチャルオンリー株主総会を実施するための要件
 - ・ 通信障害への対策・対応として、どのような要件を設けることが考えられるか。
 - ・ パソコンやインターネットの使用が困難な株主の利益への配慮として、どのような要件を設けることが考えられるか。
- ② 通信障害が生じた場合の株主総会の決議の取消しの訴えの特則
 - ・ 通信障害が生じた場合のセーフハーバールールを設けることの是非及びその内容（例えば、株式会社の故意又は重大な過失によって通信障害が生じた場合に限り、株主総会の決議取消事由とするなど）について、どのように考えるか。
- ③ ハイブリッド出席型バーチャル株主総会
 - ・ ハイブリット出席型バーチャル株主総会に関する規律を整備することについて、どのように考えるか。

バーチャルオンリー社債権者集会

- ① バーチャルオンリー社債権者集会を実施するための要件
 - ・ 基本的にはバーチャルオンリー株主総会の実施要件と同様の要件とすることが考えられるが、株主総会との相違点を考慮しつつ、どのように考えるか。
- ② 通信障害が生じた場合の社債権者集会の決議の不認可の特則
 - ・ 通信障害が生じた場合のセーフハーバールール（※）を設けることの是非及びその内容について、どのように考えるか。
※ 社債権者集会の決議は、株主総会と異なり、裁判所の認可を受けなければその効力を生じないとされており（会社法第734条第1項）、不認可事由が規定されていることから（会社法第733条各号）、不認可に関する特則を設けることが検討されている。
- ③ ハイブリッド出席型バーチャル社債権者集会
 - ・ ハイブリット出席型バーチャル社債権者集会に関する規律を整備することについて、どのように考えるか。

⇒ 会社法制研究会（座長：神作裕之学習院大学法学部教授。委員：研究者、経団連、東証、日商、日弁連、日本投資顧問業協会、連合、関係省庁）において、制度設計の在り方を検討中。